倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第9号

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例(昭和63年倉吉市条例第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

(基礎賦課限度額)

超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条 第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額 は、<u>26万円</u>を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条 の3の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定め る額を減額して得た額(当該減額して得た額が66 万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得の 金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項 第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定 める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場 合にはその発生した日とする。) 現在において 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯 所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した 金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者の うち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た 額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2 項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所 (基礎賦課限度額)

|第16条の3 第9条の3の基礎賦課額は、66万円を |第16条の3 第9条の3の基礎賦課額は、65万円を 超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第17条 第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額 は、<u>24万円</u>を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

|第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課 |第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課 する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条 の3の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定め る額を減額して得た額(当該減額して得た額が65 万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金 額並びに他の所得と区分して計算される所得の 金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項 第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得 者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定 める金額に当該給与所得者等の数から1を減じ た数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額) に29万5,000円に当該年度の保険料賦課期日

(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場 合にはその発生した日とする。) 現在において 当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯 所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した 金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 であって前号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者の うち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た 額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得 金額並びに他の所得と区分して計算される所得 の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2 項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所 得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に 定める金額に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金 額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦 課期日後に保険料の納付義務が発生した場合に はその発生した日とする。) 現在において当該 世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属 者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額 を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であ って前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者の うち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た 額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、第1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援 金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第 16条の4 | と、「66万円」とあるのは「26万円」 と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額 の減額について準用する。この場合において、第 1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦 課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の 2」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み 替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

|第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険 |第21条の4 当該年度において、世帯に出産被保険 者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。) がある場合における当該世帯の納付義務者に対し て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を 減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を 超える場合には、66万円)とする(第4項に掲げ る場合を除く。)。

(1) (2) 略

- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減 2 額について準用する。この場合において、前項中 「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条 の4 | と、「66万円」とあるのは「26万円」と読 み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ │3 第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ いて準用する。この場合において、第1項中「規 定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とある のは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被 保険者である者に限る。)をいう。以下この項に

得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に 定める金額に当該給与所得者等の数から1を減 じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金 額)に54万5,000円に当該年度の保険料賦課期 日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した 場合にはその発生した日とする。) 現在におい て当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世 帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算し た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務 者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者の うち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割 額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た 額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

略

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の 減額について準用する。この場合において、第1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援 金等賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第 16条の4 | と、「65万円」とあるのは「24万円」 と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額 の減額について準用する。この場合において、第 1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦 課額」と、「第9条の3」とあるのは「第17条の 2」と、「65万円」とあるのは「17万円」と読み 替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。) がある場合における当該世帯の納付義務者に対し て課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 9条の3の基礎賦課額から、次の各号の合算額を 減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を 超える場合には、65万円)とする(第4項に掲げ る場合を除く。)。

(1) • (2) 略

- 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減 額について準用する。この場合において、前項中 「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等 賦課額」と、「第9条の3」とあるのは「第16条 の4 | と、「65万円」とあるのは「24万円」と読 み替えるものとする。
- いて準用する。この場合において、第1項中「規 定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とある のは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被 保険者である者に限る。)をいう。以下この項に

おいて同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは 「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とある のは「第17条の2」と、「<u>66万円</u>」とあるのは 「17万円」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第21条に規定する基準に従 4 当該年度において、第21条に規定する基準に従 い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯 に出産被保険者がある場合における当該世帯の納 付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、当該減額後の第9条の3の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当 該減額して得た額が66万円を超える場合には、66 万円)とする。

 $(1) \cdot (2)$

- 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減 5 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減 額について準用する。この場合において、前項中 「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介 護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この 項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とある のは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条 の3」とあるのは「第16条の4」と、「66万円」 とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ 6 第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額につ いて準用する。この場合において、第4項中「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、 「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、 「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるも のとする。

おいて同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは 「介護納付金賦課額」と、「第9条の3」とある のは「第17条の2」と、「65万円」とあるのは 「17万円」と読み替えるものとする。

い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯 に出産被保険者がある場合における当該世帯の納 付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基 礎賦課額は、当該減額後の第9条の3の基礎賦課 額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当 該減額して得た額が65万円を超える場合には、65 万円)とする。

(1) • (2) 略

- 額について準用する。この場合において、前項中 「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介 護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この 項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とある のは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条 の3」とあるのは「第16条の4」と、「65万円」 とあるのは「24万円」と読み替えるものとする。
- いて準用する。この場合において、第4項中「基 礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、 「第9条の3」とあるのは「第17条の2」と、 「65万円」とあるのは「17万円」と読み替えるも のとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第16条の3、第17条、第21条及び第21条の4の規定は、令和7年度以後の年 度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。